

人事評価システム導入業務委託

事業者選定基準

令和7年2月

総務部総務課

第1 事業者選定の概要

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式とする。

優先交渉権者の選定は、図1に示すとおり、資格審査と提案審査（基礎審査と総合審査で構成）により行う。詳細は「第2 審査手順」を参照のこと。

総合審査では、町と「人事評価システム導入業務事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）が、資格審査通過者から提出された提案内容の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

2 事業者選定委員会の構成

事業者選定委員会は、次の5人の委員により構成される。

委員長	総務部長
委員	総務課長
委員	教育総務課長
委員	消防総務課長
委員	デジタル推進室副主幹

3 プレゼンテーションの実施

町又は事業者選定委員会が提案内容の確認のために行う基礎審査を通過した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

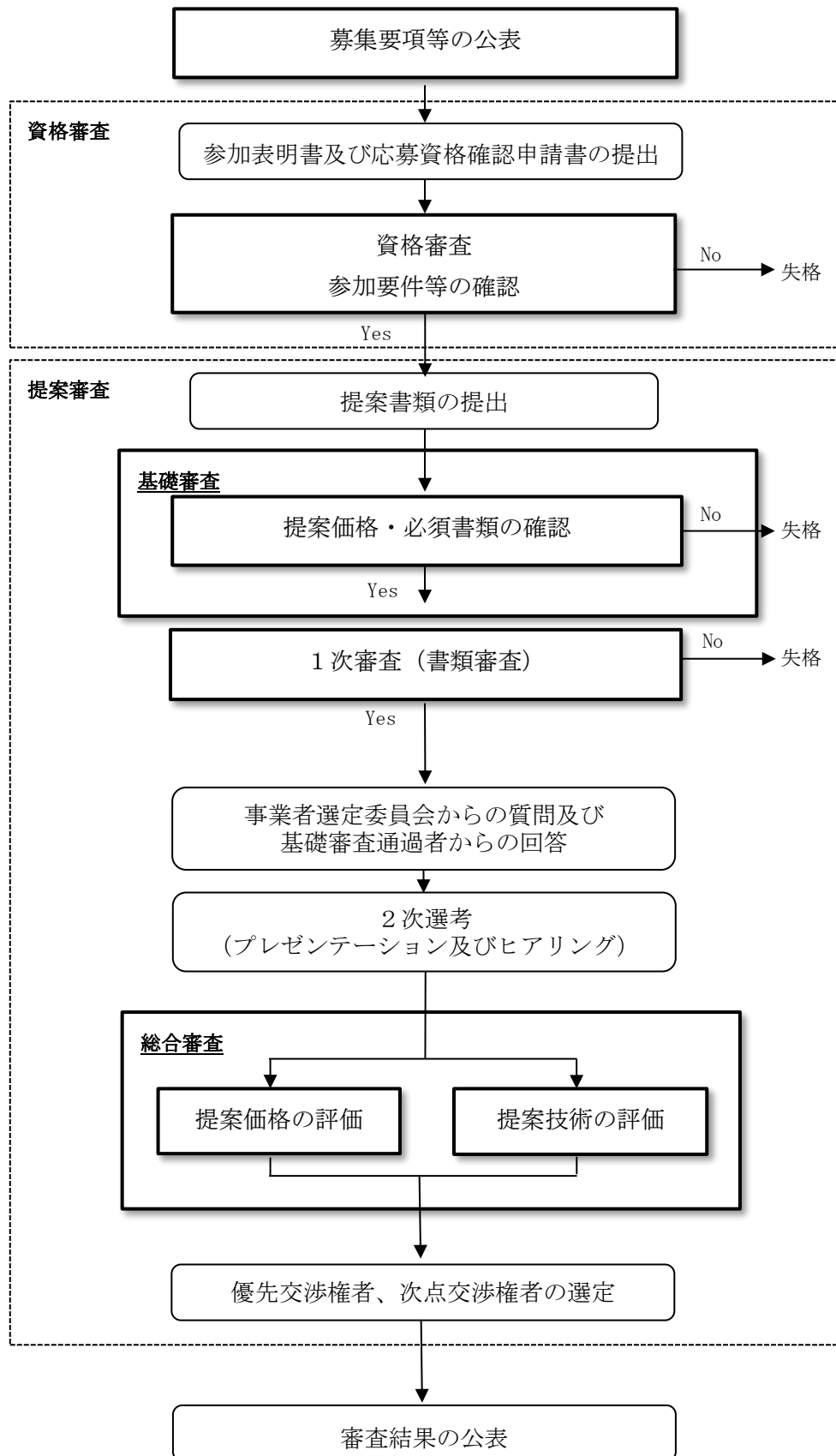


図 1 優先交渉権者選定までの流れ

第2 審査手順

全ての応募者に対して資格審査を行い、資格審査を通過した者に対して提案審査を行う。

1 資格審査

町は、資格審査書類（参加表明書及び応募資格確認申請書）をもとに、募集要項等で示した参加資格要件についての資格審査を行う。資格審査書類の様式については、様式集を参照すること。

2 提案審査

（1）基礎審査

① 提案価格の確認

町は、資格審査通過者が提出した提案価格書を確認し、上限額を超えている場合、失格とする。

② 基礎的事項の確認

町は、応募者の事業提案書の提出書類が全て揃っており、必要事項が記載されていることの確認を行う。

（2）1次審査（書類審査）

町は、基礎審査を通過した提案書に対し、書類審査を行う。

審査は、総合審査に準じるが、より簡易的な審査を行うこととする。

提案書を提出した事業者が3者以下の場合は、1次審査は省略する。

（3）2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

町及び事業者選定委員会は、基礎審査を通過した者の提案内容について、総合審査を行う。なお、総合審査に先立ち、提案書類の理解を深めるために、事業者選定委員会から提案者宛てに、質問書を提出する場合がある。提案者は、質問書に対し、期日までに回答すること。質問書の回答期日は、プレゼンテーション及びヒアリング実施前とする。

① 提案技術の評価項目と評価の視点

総合審査は、提案価格の評価（10点満点）と提案技術の評価（90点満点）で構成され、提案価格の評価は町が行い、5人の委員それぞれがその点数を付けたものとみなし、提案技術の評価は事業者選定委員会が評価項目毎に行う。その後、提案価格と提案技術の評価結果の点数の合計（500点満点）から総合審査の評価点を算出し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

評価項目は、別紙に示す評価シートのとおりとする。

② 提案内容の採点基準

提案内容の評価は、上記の評価項目について、次に示す4段階により評価し、採点基準に従い得点を採点する。

表1 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	当該評価項目において、特に優れている。	配点×1.00
B	当該評価項目において、優れている。	配点×0.75
C	当該評価項目において、標準的な水準である。	配点×0.50
D	当該評価項目において、内容が不十分である。	配点×0.00

③ 提案価格の評価

提案価格（導入費用額及びシステム利用額の合計）が最も低い提案者に対し、満点（10点）を付与する。その他の提案者については、次の算定式で算出した点数を評価点として付与する。

$$\text{提案価格の評価点} = \text{配点（10点）} \times \frac{\text{最低の提案価格}}{\text{提案価格}}$$

事業者の提案技術の評価点と価格による評価点を合計した値を、事業者の得点とし、第1位の事業者を受託候補事業者、第2位の事業者を次点者とする。

なお、事業者の得点が同点となった場合は、くじ引きにより受託候補事業者及び次点者を決定する。

提案者	算定式の結果	実際の評価点
A	8点	7点
B	8.421052…点	8点
C	8.888888…点	9点
D	10点	10点

(4) 総合審査、評価点の算出及び優先交渉権者の選定

事業者選定委員会は、5人の委員の提案技術の評価点（90点満点）と提案価格の評価点（10点満点）の合計により、総合審査の評価点（500点満点）を算出し、総合審査の評価点が300点以上であったもののうち、最も点数が高い提案者を優先交渉権者として選定するとともに、次に得点の高い提案を行った提案者を次点交渉権者として選定する。

なお、総合審査の評価点が最も高い提案者が複数ある場合には、提案技術の評価点の高い者を選定する。ただし、提案技術の評価項目（大項目）のうち「2 人事評価に関する事項」及び「3 人事評価以外に関する事項」について、それぞれの小項目において過半数の委員がD評価をした項目が1つでもあった提案者は選定しない。

総合審査に進んだ提案者が辞退等の結果1者となった場合には、当該提案者から提出された提案価格及び提案技術を評価し、総合審査の評価点（500点満点）を算出し、300点以上であれば、当該提案者を優先交渉権者として選定する。

第 3 優先交渉権者の決定

町は、事業者選定委員会の審査結果をふまえ、優先交渉権者を決定する。

町は、審査結果を資格審査通過者に通知するとともに、町ホームページで公表する。

その後、町と優先交渉権者は事業契約の締結に向けて協議を行い、事業契約の締結後に優先交渉権者は事業者となる。